

指宿市子ども読書活動推進計画

平成25年4月

指宿市教育委員会

目次

第1章 これまでの成果と課題

1 第一次計画の策定	1
2 第一次計画における取り組みと成果	1
(1) 家庭，地域における子どもの読書活動の推進	2
(2) 市立図書館における子どもの読書活動の推進	2
(3) 学校における子どもの読書活動の推進	4
(4) 学校図書館の整備充実	5
(5) 子どもの読書活動に関する啓発広報の推進	6
(6) その他の取り組み	6
3 第一次計画での課題	7
(1) 家庭，地域における子どもの読書活動	7
(2) 市立図書館における子どもの読書活動	7
(3) 学校における子どもの読書活動	8
(4) 学校図書館の整備充実	8
(5) 子どもの読書活動に関する啓発広報	9
4 子どもと読書を取り巻く状況	9

第2章 第二次計画の基本的な考え方

1 計画の位置付け	9
2 子どもの読書活動推進に関わる動き	9
(1) 国の動向	9
(2) 鹿児島県の動向	10
3 基本目標	10
4 計画の期間	11
5 計画の対象	11

第3章 推進のための具体的な取り組み

1 家庭における読書活動の推進	11
2 学校における読書活動の推進	12
3 市立図書館における読書活動の推進	12
(1) 資料の充実	12
(2) 施設・設備の充実	12

(3) 児童サービス及びヤングアダルトサービスの充実	1 2
(4) 児童図書に関する行事の充実	1 2
(5) 特別な支援を必要とする子どもへの支援	1 3
(6) 地域や学校等との連携	1 3
(7) 市内の公共施設の子どもの本の充実に対する支援	1 3
(8) 専門的人材の育成・配置	1 3
(9) 「子ども司書」の構想の推進	1 3
4 地域における読書活動の推進	1 4
(1) 保育園や幼稚園での読書活動	1 4
(2) 児童館その他の公共施設での読書活動	1 4
(3) 一坪図書館等を中心とした読書活動	1 4
(4) 公民館を中心とした読書活動	1 4
5 地域力を生かした読書活動の推進	1 4
(1) ボランティア等の育成，研修事業の実施	1 4
(2) ボランティア等による自主的な活動の支援	1 4
6 読書推進体制の整備	1 5
7 啓発・広報	1 5
(1) 図書館だより等啓発事業の実施	1 5
(2) 啓発資料等の普及	1 6
(3) 図書館行事等の実施	1 6
(4) ホームページや広報の活用	1 6
第4章 実施のための重点事項	
(1) 「子ども司書」講座の充実	1 6
(2) 成長過程のなかでの読むべき推薦図書の取り組み	1 6
(3) 読書関係ボランティア団体の育成と組織化	1 6

第1章 これまでの成果と課題

1 第一次計画の策定

「子どもの読書活動の推進に関する法律」は平成13年12月に施行されました。この法律の第9条第2項には「市町村は、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子ども読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならない」と定められています。これを受けて、指宿市教育委員会は、平成18年8月に第一次となる「指宿市子ども読書活動推進計画」を策定しました。

この第一次計画には、すべての子どもが読書の習慣を身に付け、生涯にわたって維持していくために、子どもが読書に取り組むことができるような環境を、大人が責任を持って整備していくことが重要であると明記されています。そして、家庭・学校・地域・図書館等が連携しながら、指宿市における子どもの読書活動の推進に努めるために必要な構想を示しています。

2 第一次計画における取組と成果

(1) 家庭、地域における子どもの読書活動の推進

第一次計画では、「家庭、地域における子どもの読書活動の推進」として、次のような項目を挙げています。

ア 家庭や地域における「親子20分間読書」や「朝読み・夕読み」等の推進

イ 市立図書館における保護者やPTA等を対象とした読書活動の意義や必要性を理解させる各種講座の開催

ウ 子どもの発達段階に応じた読書活動の在り方を考える家庭教育に関する講座の開催

エ 地域で、子ども会が行う読み聞かせや昔話を聞く会等、親子・高齢者等が触れ合う機会の提供

オ 農村環境改善センター図書室における子どもの読書活動の推進

指宿市では、家庭における「親子20分間読書」の重要性を、保護者やPTAに対して訴えてきました。また、「朝読み・夕読み」運動は、地域の放送施設の活用が可能なところを中心に、地域の協力の下に行ってきました。

家庭教育講座は、平成24年度に30学級の講座を行っており、このなかで読書の重要性を伝えています。親子読書会は、24年度に17の団体が行っています。

市立図書館は、指宿地域の公民館図書室の配本を2か月に1回行い、本の入れ替えをしています。公民館は、入れ替えた本の紹介をしています。

健康増進課が実施している3～4か月児健康診査時には、保健センターに図書コーナーを設置して赤ちゃん絵本等の紹介と読み聞かせができるようにしています。これらの活動はその後の図書館利用につながるほか、子どもにとっての初めて読書の大切さを伝える事業として成果を上げているものです。また、家庭で本についての話題がのぼることを一つの目的に、図書館だよりや広報いぶすきで本の紹介を行いました。

なお、農村環境改善センター図書室は、指宿市立図書館の電算化に伴って閉鎖しましたが、従来どおり読み聞かせなどの活動が行われています。

市内の公民館では図書室を設けて本の貸出しを行い、地域の子どもたちに本を手渡し、本の楽しさ、面白さを伝えてきました。しかし、利用率の低さから、こうした活動が大きな成果を上げているわけではありません。

山川地域では、「子どもたちの身近に本を」を合言葉に、一坪図書館を設けて本を貸出し、地域に根ざした活動として長い間運営されてきました。現在、一坪図書館は山川地域にしかなりませんが、市内全域で、いろいろなボランティア団体が、おはなし会や読み聞かせ、子どもの本に関する講演会などを通じて、子どもたちへ本との出会いを提供しています。

また、地域によっては朝読み夕読み運動が定着しているところが見られ、子ども会を中心にして、24地域が地区内の放送施設を活用して実践しています。そこで子どもが本を読んで地域内に放送されることから、読んだ本について家庭で語り合うなどの成果が見られます。

(2) 市立図書館における子どもの読書活動の推進

市立図書館は、子どもたちが読書の楽しみを知り、読書に親しむ契機となる場であり、子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を担っています。第一次計画では、市立図書館における活動として、次のような方策を掲げました。

- ア 子どもの読書に必要なスペースの確保，児童図書の収集・提供，子どもの読書活動を推進するための読み聞かせ等の実施
- イ 地域の親子読書会，読書グループ等関係団体や学校，保育所等関係機関と連携した，子どもの読書への興味を引きつける多様な行事の開催
- ウ ボランティアが活動できる場や機会等の情報提供を図る研修の実施

エ 学校図書館・児童館図書室や公民館図書室等への図書資料の団体貸出や巡回貸出等，地域全体へのサービス提供

オ 学校で実施される「朝の読書」や読み聞かせ，ブックトーク等読書推進活動への支援や学校への積極的な情報提供

市立図書館は，平成 19 年度から指定管理者制度に移行し，市の直営施設ではなくなりましたが，市の方針に基づいて運営されています。施設の整備については，指宿市が実施しています。指宿図書館，山川図書館ともに，子どもの読書に必要なスペースを確保し，次のような本との出会いに関する事項を実施しています。

市立図書館の活動は，次のようになっています。(23 年度実績から)

<図書館活動>

- ・図書館講座 年 4 回
- ・ビデオアニメ館 年 3 回
- ・映画会 年 12 回

<おはなし会>

- ・おはなし会 年 24 回
- ・おはなしのとびら 年 12 回
- ・絵本のひろば 年 48 回

<学校との連携推進>

- ・出前活動 年 32 回

<保育園・幼稚園との連携>

- ・出前活動 年 32 回

市立図書館は指宿図書館と山川図書館とがあり，指定管理者の運営となっています。指宿図書館と山川図書館は，指定管理者の運営となってからも開館以来の活動を引き継いで，各図書館で「おはなし会」などを行って，子どもたちに読書に親しむ機会を提供してきました。それと同時に，乳幼児と保護者のための読み聞かせの会である「わらべうたのへや」事業を行ってきました。また，平成 23 年度まで開聞図書室が町営で運営され，ボランティアによるお話し会や読み聞かせなどが積極的に行われました。

市立図書館の資料は，新刊図書の購入のほか，子どもたちに読みつがれてきた基本図書の買い替えなどを並行して行い，調べ学習に役立つ図書については，内容を吟味して整備を進めました。

(3) 学校における子どもの読書活動の推進

学校においては、従来から国語などの各教科等における学習活動を通じて読書活動が推進されてきました。第一次計画では、子どもの読書意欲の喚起や読書習慣の育成のために、全教育活動を通じて読書活動をさらに充実させていくとともに、家庭や地域との連携が必要としていました。

ア 子どもの読書習慣の確立・読書指導の充実

教員と児童生徒が読書をする「朝の読書」の設定をするとともに、学校図書館を利用した読書指導が行われた。また、読み聞かせや各種シアター等、児童・生徒の実態に応じた多様な読書活動が推進されました。

読書指導に関する職員研修に関しては、市立図書館と連携して各種研修が行われました。

イ 家庭、地域との連携による読書活動の推進

読書活動を家庭や地域に広げていくために、家庭への啓発や地域との連携を図り、学校・家庭・地域が一体となった読書活動を推進することとして、次の取り組みが行われました。

- ・ 親子読書にふさわしい本や家庭でできる読書推進策の紹介・普及
- ・ 読書の意義や家庭における読書環境の在り方等についての家庭への啓発の推進
- ・ 親子読書や朝読み夕読みの取り組みへの支援及び推進
- ・ 市立図書館の利用に関する計画的な指導と活用の促進
- ・ 読書ボランティアグループ等や市立図書館司書等の活用

ウ 全教職員の意識高揚

読書指導を充実させるためには、教職員自身が読書に親しむことが重要であるとして、次のような取り組みが行われました。

- ・ 読書指導の研究校や家庭や地域との連携の実践校の事例紹介
- ・ 司書教諭や図書館担当事務職員等との連携を図った全校態勢による読書指導の事例や実践例の紹介
- ・ 読書指導担当者等の部会や研修会の充実

エ 幼稚園・保育園や児童館における子どもの読書活動の推進

幼児期に読書の楽しさと出会わせることが、その後の読書活動の基礎となる。教員、保育士や保護者が現在行われている幼稚園等や家庭における幼児の読書活動を充実させるために、幼稚園等における次の取り組みを推進しました。

- ・ 教員や保育士だけでなく小・中・高校生等が読み聞かせを行う等、多様な読書活動の推進
- ・ 保護者に対する家庭での読み聞かせ等の意義や重要性の理解促進
- ・ 一坪図書館の設置や児童館等を利用し、本と身近に接し、子どもたちの生活に根ざした活動の推進

子どもたちの学校における読書の状況は、平成23年度の児童・生徒への貸出冊数は、市内小・中学校、17校でおよそ260,000冊の図書が貸出されています。学校図書館の一人当たりの貸出冊数は、小学校で129冊、中学校で38冊となっています。このように、各教科における図書利用の促進、読書時間の確保などで学校の図書館が活用されています。

各学校では、週2回の読書タイムなどの時間があり、児童・生徒が自主的に本を読む時間を設けて、本に親しむ習慣を身につけるよう努めています。また、職員・保護者による読み聞かせ（年間9回）、昼休みのお話会（職員）、必読書の紹介、ブックトーク・アニメーション、図書委員会による読み聞かせ等を行って、本との出会いの機会を多くしています。

図書委員会の活動は朝と昼休み、放課後に貸出・返却をしたり、図書館の設営物を作成したりしています。昼休みには、委員会の子どもたちによるおはなし会を行う学校があります。

朝の読書活動として、毎朝、全校で取り組んでいます。火曜日は母親による読み聞かせ、木曜日は上級生による読み聞かせを行っています。

（4）学校図書館の整備充実

最も重要な課題に挙げられる図書資料の充実は、各学校で年次計画的に行われています。平成23年度の学校図書館の蔵書数は小学校92,423冊、中学校54,944冊の合計147,367冊です。また、指宿商業高校に、9,678冊の蔵書があります。

なお、開聞図書室の閉鎖に伴って、開聞図書室の蔵書のなかから開聞小学校と川尻小学校に、あわせて400冊の児童書を移管しました。

設備の整備については、学校図書館の電算化を、各学校が独自に進めてきました。各学校は、小・中学校の教職員・PTAなどが中心となって、多くの学校が学校図書館のデータベース化を実現しています。平成23年度は、市立図書館が電算化を実施し、将来的には学校図書館とネットワークで接続できるコンピュータシステムの構築を行いました。

指宿市の学校図書館の開放は、夏休み期間中17の小中学校で実施し、児童・生徒が利用

しています。

本の読み聞かせや図書の整理などに、平成20年度は延べ7,294人の図書ボランティアが協力しました。また、市立図書館での学生ボランティアの活動も増えています。なお、指宿市には子どもたちの学校生活を支援する学校ボランティア制度があり、読書活動を支援するボランティアは4校で12名の登録があります。このボランティアは、読み聞かせ活動、読書指導、図書整理などを行います。

(5) 子どもの読書活動に関する啓発広報の推進

啓発広報の推進のために、保護者や読書に関心のある市民を対象とした図書館講座や講演会、児童向け講演会、イベントの開催、展示コーナーを活用した原画展、図書の展示、図書館まつり等を実施しました。図書館だよりの発行をはじめ、広報いぶすきの「本の広場」に新刊情報や図書館のイベントの案内を掲載しました。図書館のホームページでは本の紹介などを行って、子どもの本の情報提供にも努めました。また、文芸いぶすきを発行し、文芸作品の発表の機会と作品の周知に努めました。

鹿児島県立図書館をはじめとして県内の45市町村の公共図書館（室）から構成される鹿児島県図書館協会では、「毎月23日は子どもといっしょに読書の日」としており、指宿市でも市立図書館を中心に、読書活動の啓発・広報を推進しています。

(6) その他の取り組み

指宿市では、平成22年度に「次世代育成支援地域行動計画後期計画」を策定しました。そのなかで、生涯学習の拠点として施設を整備し、市立図書館等が子どもの健全育成のためにその役割を果たしていくことが明記されています。また、市民がいつでも、誰でも、気軽に利用できる親しまれる図書館づくりに努め、図書館講座、読み聞かせ、お話し会、親子映画会等、自主的な活動を通じ、地域と連携した一層の取り組みを推進することが明記されています。

これらを受けて、地域福祉課の支援による子育て支援の各種事業を取りまとめ、保育園や幼稚園等における配本用絵本をそろえて、子どもの読書環境の整備を実現してきました。市立図書館においては、子育て支援の一環として、ベビーカーや子どもベンチなどの整備を行いました。

健康増進課が行う各種検診において、保健センター内に子どもの絵本コーナーを設置して、親子が本に触れる機会を提供しています。社会教育課が行った子育て支援のための絵本等を活用し、各種検診等で子どもと本の出合いの場を提供してきました。

生涯学習の拠点施設である公民館は、市民が気軽に利用できる図書室を備えており、子

どもたちが自由に本に触れる機会を提供しています。

なお、図書館から遠隔地にある4施設の公民館等では、検索・予約・返却端末を設置し、子どもたちが活用できる環境を整えています。

保育園・幼稚園では、日常的に読み聞かせやおはなし会を実施して、子どもたちの本に対する関心の喚起に努めています。

児童館には、地域福祉課による子育て支援の絵本を備えており、図書館からの絵本貸出しも行われ、ボランティアによる読み聞かせも行われています。また、学童クラブは8団体あり、279人の登録があります。学童クラブは、放課後等にさまざまな活動をしますが、お話し会などを行ったり本を読んだりして、本との出会いに努めています。

そのほか、子育ての支援活動として、時遊館 COCCO はしむれでスマイル広場が行われ、約50人の乳幼児がさまざまな体験をする中で、絵本の読み聞かせなど本との出会いに努めています。

3 第一次計画での課題

(1) 家庭、地域における子どもの読書活動

家庭、地域ではさまざまな取り組みが行われていますが、今後の課題として次のようなことが挙げられます。

- ・ 「朝読み・夕読み」活動は、放送施設がないところがあり、全地域で行われることは難しい
- ・ 公民館等での子ども会が行う読み聞かせ等のために、ボランティア育成が課題である
- ・ 農村環境改善センターの図書室が閉鎖されたため、開閉地域における読み聞かせなどの充実が課題である
- ・ 公民館図書室及び一坪図書館を魅力あるものにして、地域における子どもたちの利用を高めていく必要がある

(2) 市立図書館における子どもの読書活動

市立図書館は、年次計画を立てて子どもの読書活動を支援しています。今後も、子ども読書活動推進計画を推進する中心施設として、各種団体との連携が求められます。

さらに、子どもや保護者が参加しやすいイベント等をはじめ、さまざまな企画により利用しやすい環境づくりをすることが必要です。

世代に満遍なく十分な資料をそろえるのは、公立図書館の一つの役割です。そういう中

で、子ども向けの新刊図書の購入だけを優先することは困難であるため、一定の制限を受けざるを得ない状況にあります。今後、子どもたちと保護者にとって魅力ある本をいかにそろえていくかが求められています。

また、遠隔地の公民館等における検索・予約・返却端末の有効利用を図るとともに、地域の核としての読書活動の推進が望まれます。今後も、図書館活動を充実させるため、図書館を運営する指定管理者と市は一層の連携をすることが重要になります。

開聞図書室は、平成 23 年度をもって閉鎖しましたが、ボランティアグループのバンビの会は開聞地域におけるお話し会の実績があり、今後も開聞地域で活動してもらう必要があります。そのためには、指定管理者との連携が不可欠です。

(3) 学校における子どもの読書活動

学校における子どもの読書活動には、学校と保護者の連携が不可欠です。学校での読書活動にとどまらず、家庭における読書のために、学校と PTA が同じ目的を持つことが求められます。

読書については、「本を読むこと自体が楽しい」という読み方を学校教育の中で教える必要があります。さらに、学校教育の中で、なぜ読む必要があるのか、なぜ読んだ方が「生きる力」になるのかなどについて考えさせることも大切です。

読書指導においては、子どもと本との橋渡しをする教員の役割が極めて大切であり、教員の読書指導の質が問われることとなります。子どもたちの読書意欲を高めるために、本の楽しさについて常に語り掛けたり、読書通信等を活用して、教員が自ら読んだ本の紹介や子どもたちに勧めたい本の一覧を発信したりするなど、様々な取り組みも行われています。しかし、すべての教員が積極的に取り組む必要があります。

教員自身が自らの読書経験を踏まえながら、個々の子どもたちの置かれている状況やそれぞれの考え方・感受性等にきめ細かく配慮した読書指導を適切に行うことが求められます。常に子どもたちの状況を的確に把握し、意欲を出させるための取り組みが必要です。

市立図書館と学校との連携が進められていますが、図書館電算化以後、学校への集配方法の見直し等を行ってきました。現状では十分に機能を果たしていますが、今後、学校への団体貸出の冊数や学校から希望される調べ学習用図書の整備等が課題となっています。

(4) 学校図書館の整備充実

学校図書館の図書資料は、年次的に整備を進めていますが、環境整備はすべての学校が統一であるわけではありません。

とりわけ、電算システムにおける各学校のデータ形式は統一されていません。今後、各

学校のデータを共同利用する必要があるかどうかの検討が必要です。各学校の蔵書を統一して、市立図書館の電算システムを活用するとしたら、データ形式の統合が不可欠となってきます。

(5) 子どもの読書活動に関する啓発広報

読書活動に関する啓発の方法としては、イベントなどの実施があります。イベントについては、市立図書館が行う図書館フェスティバル、夏休みイベント等があり、今後、イベントを魅力ある内容にすることが課題です。また、広報については広報いぶすきや図書館だより、学校が発行する学校便り等があり、その中で、定期的に本の紹介などを行い、読書活動を支援する必要があります。

4 子どもと読書を取り巻く状況

南薩地域振興局が平成23年度行った生活リズム調査の指宿市の数値を見ると、「あなたは、家族と一緒に本を読んだり、読んだ本について話したりしますか。」という問いに「ほとんどしていない。」と答えた者の割合が小学生で55%、中学生で72%、「ときどきしている。」と答えた者の割合が小学生で36%、中学生で25%、「ほぼ毎日している。」と答えた者の割合が小学生で9%、中学生で3%ありました。このように、家庭における読書の話題が、小学生より中学生が少なくなる傾向にあります。

第2章 第二次計画の基本的な考え方

1 計画の位置付け

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき作成した計画で、「鹿児島県子ども読書活動推進計画」を踏まえて、指宿市の子ども読書活動の推進にかかわる基本的な考えや取り組みを示したものです。また、指宿市総合振興計画及び次世代育成支援地域行動計画後期計画の基本理念を、反映するものです。

2 子ども読書活動推進に関わる動き

(1) 国の動向

国の子ども読書推進に関する施策の動向は、次のようにまとめることができます。平成11年8月、平成12年を「子ども読書年」とすることを衆参両院で決議し、平成13年12月「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布、施行しました。平成14年に「子ど

も読書活動の推進に関する基本的な計画」を定め、平成18年までを一次計画、平成19年から平成23年までを二次計画として推進計画の策定を努力義務としました。平成22年は「国民読書年」として全国でさまざまな活動が行われました。

(2) 鹿児島県の動向

鹿児島県は、全国に先駆けて、昭和35年から続けられている「親子20分間読書運動」を契機として、「かごしまの子ども朝読み夕読み」実践推進事業に始まり、現在の「自ら本に手を伸ばす子ども」育成事業まで続くさまざまな読書推進活動が行われてきています。また、平成16年2月には「鹿児島県子ども読書活動推進計画」を策定し、あらゆる機会において自主的に読書活動が行われ、子どもから大人へ生涯にわたる読書習慣を身に付けられるよう、家庭・地域・学校が一体となり子どもの読書活動の推進と読書環境の整備に取り組んできました。その結果、幼稚園や小学校の親子読書会をはじめ、子どもたちの読書活動を支える多くの読書グループが活動するなど、環境が整いつつあります。しかし、一方では、子どもの年齢が上がるにつれて読書から離れていくなどの課題もあります。

今後、すべての子どもが生涯にわたって読書に親しむ習慣を身に付けていくために、子どもが読書活動に取り組む環境の整備を、更に進めていくことが必要であることから、「子ども読書活動の推進に関する法律」に基づき策定された国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を基本とし、読書活動推進の意義やこれまでの5年間の取組の成果と課題を踏まえて、子どもの読書活動が一層推進されるよう、計画の実施機関を平成21年度から概ね5年間とする「鹿児島県子ども読書活動推進計画」を改訂しました。なお、「子ども読書活動推進計画」は、鹿児島県内のすべての市町村で作られています。

3 基本目標

この計画を推進するために、次のとおり基本目標を定めます。

① 読書に親しむ機会の提供と環境づくりの充実

乳幼児期から継続的に読書に親しみ、習慣化する支援を行い、家庭・学校・地域等で読書活動を広げ、読書体験を深めるように諸条件を整えます。

指宿市立図書館は電算化後、引き続き読書環境の充実に努めました。そのなかで、開聞地域や池田校区、今和泉校区などの図書館から遠隔地にある地域に図書館と直結した蔵書検索・予約端末を設置しました。今後も、これらの活用を図りながら、家庭・学校・地域が連携を取り合い、子どもの生活の中に読書が位置付けられるように読書機会の充実に努めます。

② 読書環境の整備

子どもに「読みたい」という意欲を起こさせるような本を身近に整備する，読書環境づくりを推進します。とりわけ，図書館と学校の連携，学校と保護者との連携に努めるとともに，保育園・幼稚園との連携に努めます。

③ 読書推進体制の整備

子どもの読書活動を支え，活性化していくために，市及び市立図書館が学校及び地域の子ども会等と連携を図りながら推進体制の充実に努めてまいります。

④ 人材の育成と活用

地域で読書活動を行っている団体等を支援するとともに，読書活動支援者の育成を図り，活動の場を提供し交流を促進します。また，司書の適正な配置に努め，講習・研修への参加を進めながら人材の育成や活用に努めます。

⑤ 関係機関との連携と協力

資料や情報の相互利用や共同事業の実施等を図るため，関係機関との連携・協力活動を推進します。

⑥ 読書情報の提供と啓発

読書活動への協力を得るために，保護者や地域等に読書に関する意義や推進についての啓発を行い，読書に関する情報提供に努めます。

4 計画の期間

この計画の期間は，平成25年度から29年度までの5年間とします。

5 計画の対象

この計画の対象は，0歳からおおむね18歳までとします。

第3章 推進のための具体的な取り組み

1 家庭における読書活動の推進

- ① 3～4か月児健康診査時を利用した絵本リスト等の配布
- ② 子どもたちに対する推薦本リストの配布
- ③ 社会教育課が支援する「家庭教育講座」の充実
- ④ 図書館の行事等の充実及び広報

2 学校における読書活動の推進

- ① 読書活動を「指導の重点」として位置づける
- ② 年間読書指導計画の作成と実施
- ③ 学校図書館活用計画の作成と実施
- ④ 学校図書館の充実と校内の読書環境の充実
- ⑤ 図書資料の充実
- ⑥ 校内体制の整備
- ⑦ 学校の読書活動を支える人材の発掘と学校応援団制度の活用
- ⑧ 司書教諭・学校図書館事務職員等対象者の研修，業務の支援
- ⑨ 特別支援学級における取組
- ⑩ 啓発・広報の充実
- ⑪ 学校の図書委員会活動の充実
- ⑫ 児童・生徒への読書推薦リストの配布

3 市立図書館における読書活動の推進

(1) 資料の充実

指宿市立図書館は、指宿市図書資料管理規程を策定して、毎年度、資料の充実のために「図書資料収集計画」を策定し、教育委員会と協議して資料収集を図ります。

(2) 施設・設備の充実

指宿市立図書館は、指定管理者が運営していますが、毎月行われる社会教育課と図書館との業務報告会やモニタリングを通して、施設・設備について充実すべき所を把握し、その整備に努めます。

(3) 児童サービス及びヤングアダルトサービスの充実

市立図書館の運営を、市の直営から指定管理制度に移した一つの目的は、図書館サービスに民間の活力を入れることであり、民間の視点によるサービスの充実です。子どもの読書を推進するための児童サービスや中高生を対象としたヤングアダルトサービスに努めます。

(4) 児童図書に関する行事の充実

市立図書館において、児童向けのイベント等を充実させるとともに、図書館フェスティバル等における児童図書の啓発に努めます。

(5) 特別な支援を必要とする子どもへの支援

特別な支援を必要とする子どもたちが本と出会い、読書活動の楽しさを通して自主的な読書活動ができるよう、保育園・幼稚園、小学校、中学校、高等学校のそれぞれの学校での取り組みを進める必要があります。また、図書館等での特別な支援を必要とする子どもの理解とサービス向上のため、司書やボランティア団体を対象とした講座を開催することが望まれます。

各学校では、幼児・児童・生徒一人一人の障害の特性に応じた適切な支援の方法を考えるとともに、障害の状態に配慮した図書の整備、補助具や視聴覚機器、パソコンなど、学校図書館における読書環境の整備・充実に取り組む必要があります。

(6) 地域や学校等との連携

市立図書館は、地域 PTA や「子ども会」等を通じて、学校との連携を充実し、子どもたちの読書環境を整えます。図書館は、司書による学校への出前講座などを実施します。また、児童生徒の職場体験を図書館で受け入れていきます。

市は平成 23 年度に、18 の市内学校で市立図書館の蔵書が検索できる端末機器を整備しました。今後、学校の図書の充実のため学校図書館と市立図書館とのネットワーク化による蔵書の効果的な活用といった連携方法の研究を進めます。

(7) 市内の公共施設の子どもの本の充実に対する支援

公民館図書室については市立図書館と公民館主事との連携を図り、市立図書館が本の入れ替えを行うなかで、子どもの本が充実するよう努めます。また、保健センターや児童館等子どもが利用する施設にも、児童書が利用できる環境を整えます。

(8) 専門的人材の育成・配置

図書館における各種サービスが充実するよう、専門的人材の育成に努め、適切に配置します。とりわけ、市立図書館と学校の図書司書は、連携して研修を行っているため、今後も専門的知識を深めるための研修に取り組みます。

(9) 「子ども司書」構想の推進

指宿市教育委員会では、平成 24 年度から「いぶすき子ども司書養成講座」を実施しています。対象は、小学生 4～6 年生、中学校 1～3 年生の 20 人程度で、学校図書館事務職員や市立図書館職員が講師になり、年に 6 プログラムの司書講習を実施して単位の修得後修了検定を行い、「いぶすき子ども司書認定書」を授与するものです。

4 地域における読書活動の推進

(1) 保育園や幼稚園での読書活動

指宿市が子育て支援として整備した絵本を配本するとともに、保育園・幼稚園が市立図書館の絵本等を借りて、子どもに本の出会いの場を提供します。また、読み聞かせなどを実施して、子どもが本への興味を持つような取り組みを実施します。

(2) 児童館その他の公共施設での読書活動

指宿市が子育て支援として整備した絵本を配本するとともに、母親ボランティア等による児童館での読み聞かせなどを実施して、子どもが本への興味を持つような取り組みを実施します。

(3) 一坪図書館等を中心とした読書活動

山川地域では、ボランティアによる一坪図書館の運営が、昭和55年から続いています。一坪図書館は、最大時には15か所を数え、現在6館が山川地域の子どもたちを中心とした読書活動を支えています。今後も、地域の特色を活かした一坪図書館等の読書活動を支援します。

(4) 公民館を中心とした読書活動

公民館等でのボランティアによる読み聞かせや、公民館図書室の利用促進に努めます。また、検索・予約端末の整備された公民館での端末機器の利用促進に努めます。

5 地域の力を生かした読書活動の推進

(1) ボランティア等の育成、研修事業の実施

読書活動を支えるボランティア等の育成は重要です。また、それらのボランティアグループの組織化も必要です。研修の方法や進め方に関しては、主催者側だけの意向でなく、受講者側の企画立案も研修の成果を上げるには必要であり、ボランティアグループの組織化は推進されなければなりません。ボランティアグループ同士の情報交換や合同行事等によるメンバーの切磋琢磨による技術の向上も見込まれます。

そのために、足腰の強いボランティア団体の育成と子どもの読書支援の担い手となるボランティアグループの組織化を目指します。

(2) ボランティア等による自主的な活動の支援

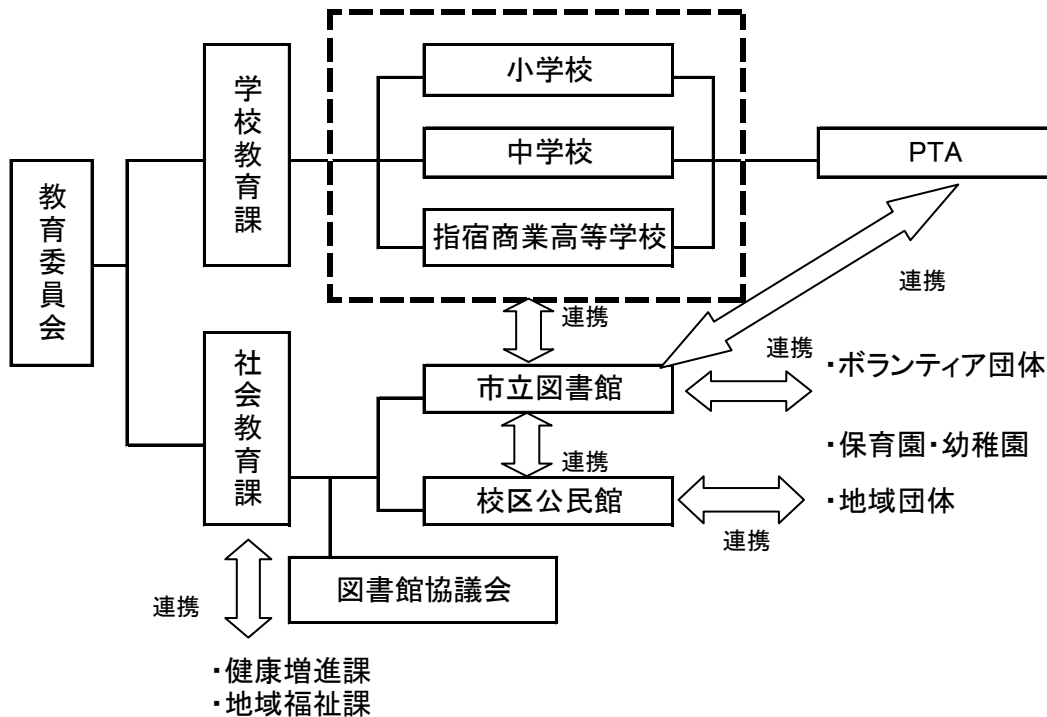
地域には読み聞かせのボランティア団体があります。これらの団体が活動するため会場として、市立図書館等を使いやすいように支援するとともに、これらの団体・グループを組織化し、市立図書館が援助する方策を検討します。また、これらの団体、グループの情

報交換の場を設けます。

6 読書推進体制の整備

第一次計画では、子どもの読書活動の推進に関して、関連機関・各種団体が連携して協力体制を整備する旨の記述があるだけで、その方向性は語られていませんでした。第二次計画では、推進体制の確立に努めます。

<推進体制図>



この推進体制は、各関係機関と協調するために、市及び図書館協議会と連携しながら、柔軟に活動できる組織が望ましいと考えます。教育委員会は、関係機関へ指示・指導を行います。図書館協議会は、計画の進捗状況を把握するとともに、市に対して助言その他を行います。各関係機関は、計画の推進のための取り組みに努めます。

7 啓発・広報

(1) 図書館だより等啓発事業の実施

図書館だよりは毎月1回発行します。読みやすく分かりやすい啓発を目指して、回覧板方式で全世帯に届けます。また、現在社会教育課が発行している「図書館だより」を、柔

軟な情報提供のために、指定管理者の責任で発行することも検討します。

(2) 啓発資料等の普及

市立図書館では、ヤングアダルト情報を盛り込んだ YA 通信を配布しています。今後も、中学生や高校生に興味を持ってもらうよう、その充実に努めます。

(3) 図書館行事等の実施

市立図書館では年間計画を定め、適切な時期に適切な行事が実施できるよう努めます。毎月の事業計画を「図書館だより」で知らせるとともに、図書館フェスティバルや各種イベントも一つの広報手段として位置づけ、その充実に努めます。

(4) ホームページや広報の活用

図書館の広報手段としては、「広報いぶすき」による新刊書案内、「図書館だより」による行事案内、そして図書館が発信するホームページなどがあります。今後も、これらを有効に活用するとともに、図書館に備えるチラシ等で市民への周知を図ります。

第4章 実施のための重点事項

「子ども読書推進計画」は、何よりも子どもが読書に親しむ環境を整備し、日常的に読書をすることを目的としています。第二次計画では、次の事柄を重点的に進めます。

(1) 「子ども司書」講座の充実

「子ども司書」講座は、子どもたちが図書館の仕組みや司書の業務を理解し、自らが本に親しむ人間になるよう学習する講座です。平成 24 年度から始まったこの講座を、今後も充実させていきます。

(2) 成長過程のなかでの読むべき推薦図書取り組み

これは、指宿市民として読んでもらいたい本を、子どもたちに情報として提供するものです。将来、推薦本を読破した子どもに、終了証を与えることができるように、それらを検討します。

(3) 読書関係ボランティア団体の育成と組織化

子どもたちの読書活動を推進するには、ボランティアによる支援が重要な力となります。そのため、読書ボランティアの育成に努力します。また、今後の指宿市のボランティア活動を推進するため、ボランティア団体の課題等を話し合い解決する連合組織など情報交換の場を設けます。

(資料 1)

子どもの読書活動の推進に関する法律 ※ 平成13年12月12日法律第154号

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。